

# 固定資産税・不動産取得税 免税点の見直し(物価高への対応)

## 1. 改正の内容

### (1) 内容

物価高への対応として、次の免税点について拡充される。

税目	制度	改正前	改正後
固定資産税	固定資産税の免税点の見直し	家屋 20万円	家屋 30万円
		償却資産 150万円	償却資産 180万円
不動産取得税	不動産取得税の免税点の見直し	土地 10万円	土地 16万円
		家屋 建築にかかるもの 23万円 その他のもの 12万円	家屋 建築にかかるもの 66万円 その他のもの 34万円

※物価高への対応として、所得税の基礎控除、マイカー通勤非課税等の見直しもされる(●●ページ参照)

## 2. 適用時期

- 固定資産税については、2027年(令和9年)以後の固定資産税から適用される
- 不動産取得税については、大綱に明記なし